

学校いじめ防止基本方針

銚子市立第二中学校

1 いじめ問題に対する本校の基本理念について

「いじめを許さない学校づくり」

- ・いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ・全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ・いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

(いじめ防止対策推進法より)

本校の教職員は基本理念にのっとり、保護者、地域住民及びその他の機関と連携を図りつつ、いじめに対して迅速かつ適切に対処する。特に、保護者には学校が取り組むいじめの防止等のための対策に、積極的な協力を依頼する。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報も視野に入れて対応する。

また、いじめ事案への対処においては、事実の隠蔽や虚偽等の言い訳はせず、正確かつ丁寧な説明を行うなど誠意をもって対応する。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- ・「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得る」という危機意識をもつ。
- ・被害生徒の気持ちを重視する。
→いじめがあったという認識のもと、被害生徒を全面的に支援する。
- ・被害生徒を最後まで守り抜くという認識をもつ。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

【いじめの態様、内容】

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・酷くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【具体的な取組】

本校ではいじめ撲滅の目的に迫るため、次に掲げる事項を定め、いじめ防止、早期発見、早期解消等に取り組む。

- ・学校いじめ対策組織及び年間計画について
- ・いじめの未然防止について
- ・いじめの早期発見について
- ・いじめの相談・通報について
- ・いじめを認知した場合の対応について
- ・いじめの被害者、加害者、傍観者への指導について
- ・重大事態への対処について
- ・いじめ防止に向けた取り組みの公表、点検、評価について

2 「いじめ対策委員会」の設置について

いじめ防止に向けた取組の中心となる組織として「いじめ対策委員会」を設置し、以下の職員による原則として週1回の定例会議を開催する。ただし、いじめの疑いに係る情報に対して至急の対応が必要と考えられる場合は、定例会議に先立ち、以下の職員のうち2名以上による緊急会合を行うことも可とする。

【組織の主な構成】

- ・校長
- ・教頭
- ・生徒指導主事
- ・学年生徒指導担当
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー

※事案に応じて、他の職員等を加え、柔軟に編成する。

【いじめ対策委員会の役割】

- ①いじめ防止のための取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②定期的に委員会を開き、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ③いじめの疑いに係る情報に対し緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・保護者との連携を組織的に行うための対応方針の決定を行う。
- ④いじめの相談・通報の窓口となる。

3 年間計画

月	活動	配慮事項等
4	・指導記録の引き継ぎ ・職員会議（いじめ対策に係る共通理解） （いじめ対策会議編成） ・SOSの出し方教育 ・保護者会 ・学校いじめ防止基本方針の更新および学校ホームページ等での周知	・情報交換を行い、昨年度以前についての内容を確実に引き継ぐ。 ・いじめ対策について、保護者や地域への説明及び啓発を行う。
5	・教育相談 ・行事（修学旅行）を通した人間関係づくり	・生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援を行う。
6	・行事（運動会）を通した人間関係づくり ・情報モラル教室	・生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援を行う。
7	・三者面談 ・1000か所ミニ集会	
8		
9	・いじめ撲滅キャンペーン（～1月）	・いじめの撲滅を期して教職員が生徒理解を一層深めるとともに、生徒相互の人権を尊重する意義を確認し合う機会とする。
10	・行事（文化祭）を通した人間関係づくり ・いじめ撲滅標語作成	・生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援を行う。
11	・教育相談	
12	・学校評価アンケート	・いじめ対策の点検、修正を行う。
1	・学校評価アンケート集計	
2	・学校運営協議会による評価	
3	・記録の整理および、引き継ぎ情報の作成 ・異校種（小→中、中→高）間の連携	・情報交換を行い、これまでの内容を確実に引き継ぐ。

【その他の活動】

※毎月下旬に「いじめ・振り返りアンケート」を実施する。

（8月分については2学期始業日に実施）

※学年ごとにスクールカウンセラーによる全員面接およびストレスマネジメント教室を実施する。

※原則として、生徒指導委員会（いじめ対策委員会）を週1回開催する。

4 いじめの未然防止について

(1) 学校全体としての取組

- ・人権尊重の精神に基づく教育活動を展開する。
- ・望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境を作る。
- ・道徳・特別活動をとおして、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ・生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団を作る。
- ・生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。
- ・常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善を図る。
- ・悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ・教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ・地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- ・スクールカウンセラーによる全校生徒との面談およびストレスマネジメント教室を実施する。

(2) 担当者の取組

○管理職

- ・いじめを未然に防止できる体制を整備する。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・いじめ問題に対しての家庭教育の大切さについて、学校だより等による広報活動を行う。

○生徒指導主事

- ・いじめ問題について、校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ共通理解を図る。
- ・関係機関との連携を密にし、情報収集に努めるとともに、指導・助言をもとに生徒指導を推進する。

○学級担任、教科担任、部活動顧問

- ・機会のあるごとにいじめ問題について取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成する。
- ・傍観したり、はやし立てたりする行為もいじめを肯定、助長していることを理解させ、「いじめの傍観者」から「抑止する仲裁者」への立場の転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたい、わかりやすい授業に努める。
- ※指導の際には教職員の不適切な認識や言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように十分配慮する。

○養護教諭

- ・学校保健における様々な教育活動の場において、命の大切さや尊さについて取り上げ、自他を大切にする心を育てる。

○生徒会担当

- ・生徒会活動の機能を生かし、生徒自らいじめの問題について考え「いじめは人間として絶対に許されない」ことを確認し、互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりを推進する。

○特別支援教育コーディネーター

- ・障害（発達障害を含む）をもつ生徒について情報収集し、適切な支援について専門家の指導・助言を得て、その方法や配慮事項等について教職員の共通理解を図る。

○道徳教育推進教師

- ・道徳の授業において、いじめ問題を考えるための効果的な題材、資料及び指導法を積極的に開発する。

○モラルアップ委員

- ・教職員の人権感覚を高め、生徒に対する不適切な認識や言動、差別的な態度をとることがないように、モラルアップ研修を深める。

5 いじめの早期発見について

(1) 学校全体としての取組

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、いじめ問題の解決のためには、いじめの兆候にいち早く気づき早期に対応することが重要となる。教職員は、生徒の毎日の様子を観察し、生徒が発する「小さなサイン（言葉、表情、しぐさ、行動）」を見逃さず、発見できるようにするとともに、家庭・地域と連携して以下を中心に実態の把握に努める。

- ・子どもの声に耳を傾ける。→「アンケート調査、生活ノート、個別面談等」
- ・子どもの行動を注視する。→「チェックリスト等」
- ・保護者と情報を共有する。→「電話・家庭訪問、PTAの会議等」
- ・地域と日常的に連携する。→「地域行事への参加、関係機関との情報共有等」
- ・教職員間で情報を共有する。→「いじめ対策委員会等」
- ・正確な情報に基づき、迅速に対応する。→「いじめ対策委員会等」

(2) 担当者の取組

○管理職

- ・いじめを早期に発見できる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを確実に受け止める体制であるか、適切に機能しているか、定期的に点検する。

○生徒指導主事

- ・「いじめ、振り返りアンケート」を計画的に実施する。
- ・スクールカウンセラー等による相談活動の利用や、電話相談窓口等の悩みを相談できる機関について、生徒及び保護者に周知する。
- ・定期的に校内巡視を行う。

○学級担任、教科担任、部活動顧問

- ・日頃から、生徒との会話や日記を通して、信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の変化やサインを捉えられるようにする。
- ・教育相談を活用し、生徒の交友関係や悩みの把握に努め、適切な助言を行うことができるようにする。

○養護教諭

- ・教育相談を計画的に実施する。
- ・保健室に来室する生徒の様子を観察し、状況に応じて、関係職員との情報共有を行う。

○スクールカウンセラー

- ・生徒及び保護者からの相談から、いじめの実態について把握する。また、相談者へ今後の対応を助言する。

【いじめの早期発見に向けての具体的な手立て】

- ・いじめ、振り返りアンケートの実施
- ・教育相談の実施
- ・生活ノートの点検
- ・授業中および休み時間等における観察
- ・相談箱の点検
- ・保護者からの情報提供
- ・いじめ、セクハラ相談窓口（教頭・養護教諭・生徒指導主事）の周知

6 いじめの相談・通報について

【いじめを訴えることの意義と手段の周知】

- ・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる大切な行為であることを日頃から指導する。
- ・学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
 - ※いじめ、セクハラ相談窓口を設置する。
 - ※学級担任を含め、相談しやすい職員に伝える。
 - ※相談箱を設置する。
 - ※スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。
- ・関係機関（市青少年指導センター・市や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

【学校以外のいじめ相談窓口等】

- ・「24時間子供SOSダイヤル」 0120-0-78310
- ・「千葉県子どもと親のサポートセンター」（24時間）0120-415-446
- ・「千葉いのちの電話」（24時間）043-227-3900
- ・よりそいホットライン（24時間）0120-279-338
- ・「子どもの人権110番」（千葉法務局内）0120-007-110
 - ※受付 8:30～17:15（月～金）
- ・「ヤング・テレホン」（千葉県警察少年センター）0120-783-497
 - ※受付 9:00～17:00（月～金）
- ・「チャイルドライン千葉」0120-99-7777
 - ※受付 16:00～21:00（月～土）
- ・ライトハウスちば（千葉県子ども・若者総合相談センター）
043-420-8066
 - ※受付 10:00～17:00（火～日）
- ・「北総教育事務所東総研修所」 0479-20-6767
- ・「銚子市青少年指導センター」 0479-21-0345
- ・「銚子警察署」 0479-23-0110
- ・「学校教育相談」（銚子市教育委員会学校教育課） 0479-24-8197
- ・「学校カウンセラー」
- ・「子どもの人権SOSミニレター」（法務省）

【匿名による訴えへの対応】

匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をすることを周知する。

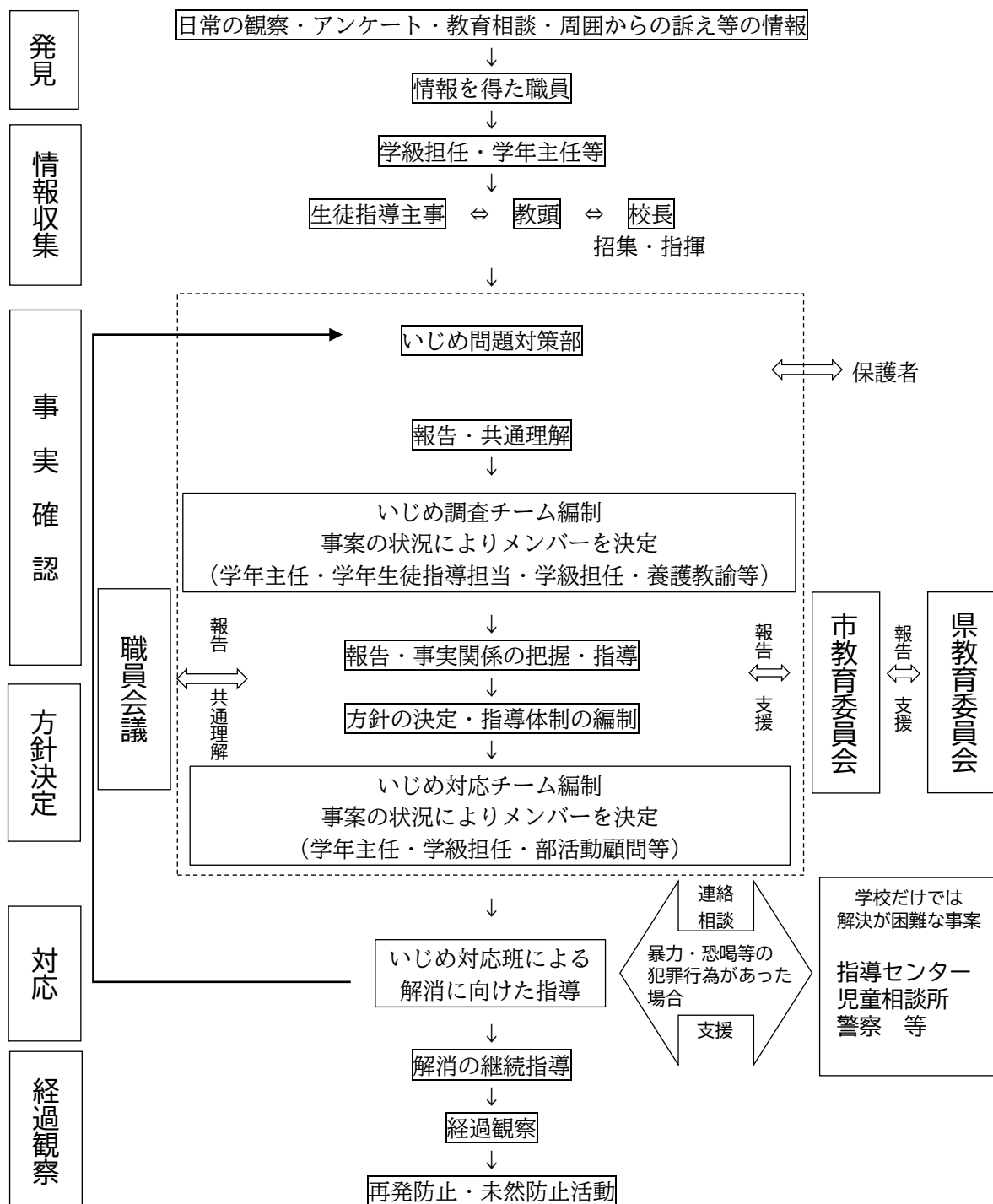
【保護者や地域からの情報提供について】

- ・日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求める。
- ・「いじめのサイン発見シート」（文部科学省）について周知する。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/08/21/1400260_001_1.pdf

7 いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめ事案に対する組織、構成、報告・連絡体制



(2) 対応方針

いじめ問題が生じたときには、正確な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ・被害生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ・学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ・校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ・加害生徒には、行為の善悪を理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ・法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ・いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

①情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害生徒、加害生徒、周囲の生徒の特徴等について確認する。

②対応方針

- ・緊急度（「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度）確認をする。
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認する。

③役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童生徒と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

④事実の究明

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等を被害生徒、加害生徒及び周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)から聴き取り、事実に基づく指導を行えるようにする。

<聴き取りの際の留意事項>

※聴き取りは、場所や時間帯に配慮して行い、当該生徒が安心して話せるよう配慮する。

※関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴き取りを進める。

※情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

※深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等と連携して指導を進める。

⑤連携を必要とする状況と関係機関

- ・いじめの発見状況の報告 → 市教育委員会
- ・対応方針・指導方針や解決方法・生徒や保護者への対応方法の相談
→ 青少年指導センター、市教育委員会、県教育委員会、教育事務所
- ・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件の発生 → 児童相談所、警察
- ・被害生徒が外傷や心的外傷を負っている → 医療機関、スクールカウンセラー
- ・被害生徒、加害生徒の心のケアが必要 → 児童相談所

(3) 担当者の主な役割

○管理職

- ・いじめを発見したり通報を受けたりした場合は、校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会を招集し、適切な対応について検討する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、市教育委員会への報告、相談はもちろん、事案に応じて警察等の関係機関とも連携し、適切な対応に努める。

○生徒指導主事

- ・校長の指導の下、いじめ対策委員会を開催するとともに、いじめ対策委員会を十分に機能させ、いじめ対策を推進する。

○学級担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問等

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちに当該行為を制止する。

※暴力を伴う場合は、可能な限り複数の教員で対応する。

- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、速やかに傾聴する。
- ・いじめを発見したり通報を受けたりした場合は、可能な限り早く関係する生徒から聴き取りを行い、その実態を把握する。

※聴き取り方法（言動、場所、時間等）には十分留意する。

- ・加害生徒が複数の場合は、同時刻に個別に聞き取りをする。

8 いじめの被害生徒、加害生徒、周囲の生徒へ指導について

(1) 被害生徒（いじめられた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- ・どのような場合でも徹底して被害生徒を守り通す。
- ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- ・担任を中心に、生徒が話をしやすい教職員が対応する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさに共感しながら事実を確認する。

【支援】

- ・学校は加害生徒の今後の指導の仕方について伝え、被害生徒の不安を解消できるよう努める。
- ・被害生徒の自己肯定感の喪失に配慮し、長所を認め、励ます。
- ・加害生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ・学校は、安易に解決したと判断せず、経過を見守ることを伝える。

【経過観察】

- ・生活ノートの点検や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害生徒（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、加害行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・対応する教職員は、中立の立場で、虚偽のない事実確認を行う。

【指導】

- ・被害生徒の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどをしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・不平不満や本人が満たされない気持ちなどを聴き取る。

※出席停止措置

いじめ等を繰り返し行い、学校からの指導に従わない、または反省がみられない場合、学校の秩序の維持、他の生徒の安全を守り義務教育を受ける権利を保障する観点から出席停止措置の手続きをとる場合がある。

〈出席停止の手続き〉

①校内における特別の指導

- ・別室での内観、反省文作成、個別学習等
- ・奉仕活動
- ・教育相談

②加害生徒が学校からの指導に従わない、または反省がみられない場合は、出席停止を念頭に置き、当該生徒やその保護者に出席停止に対する弁明を聴く機会をもつ。

③出席停止に関する当該生徒やその保護者の弁明聴取後、出席停止が適当と校長が判断した場合は、銚子市教育委員会小中学校管理規則第26条の規定に従い、校長が出席停止に関する報告書を速やかに市教育委員会に提出する。

④出席停止の期間中においては、市教育委員会の指示を受けながら保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積極的に働きかけるとともに、保護者や関係機関との連携・協力を図り、当該生徒に対して、計画的かつ臨機に家庭への訪問指導を行い、将来に対する目的意識をもたせるとともに、反省文、日記、読書その他の学習を課す。また、地域の関係機関や施設、ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験や、勤労体験・職業体験などの体験活動の機会を提供する。

⑤当該生徒、その保護者の状況に応じて市教育委員会の指示を受けながら、市教委職員、学校職員、スクールカウンセラー等のほか、児童相談所、警察、保護司、民生児童委員等の関係機関からなるサポートチームを組織し、適切な役割分担の下に当該生徒及びその保護者への指導や援助を行う。

⑥出席停止期間終了後、当該生徒が学校や学級へ円滑に復帰することができるよう、その情緒の安定を図り、学校や学級の一員としての自覚をもたせること等に配慮した対応を行う。

【経過観察等】

- ・面談などを通して、教職員との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 傍観者への対応

【基本的な指導】

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教職員が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- ・いじめの事実を訴えることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝え、事実を正確に把握できるようにする。

【指導】

- ・ 周囲ではやし立てていたり、傍観したりしていた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・ 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・ これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・ いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- ・ 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていくようにする。
- ・ いじめが解決したと思われても、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

（４）担当者の主な役割

○管理職

- ・ 指導体制、指導方針を指示し、いじめ解消に向け、いじめ対策委員会を機能させる。
- ・ 再発防止に向け、学校基本方針の改善を図る。
- ・ 必要に応じ、関係機関との連携を図る。

○生徒指導主事

- ・ 校長の指示の下、いじめ対策委員会を組織的に機能させ情報の集約、管理職等への報告を適切に行う。

○学級担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問等

- ・ 指導上の留意点を基に、いじめ解消に向けた実質的な指導の中心となり、いじめ解消を進める。指導の際には、被害生徒及び加害生徒のプライバシーにも十分配慮する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払っていく。
- ・ 必要に応じて、いじめを受けた生徒及びその保護者等への相談活動を実施する。

○スクールカウンセラー

- ・ 状況に応じて、被害生徒及びその保護者等とカウンセリングを実施する。

いじめ指導記録カード
(報告：担当職員 → 生徒指導主事 → 管理職)

被害生徒情報	年 組 番 氏名	
関係する 生徒氏名	加害生徒等、関与したと思われる生徒	
学級担任および 対応チーム	編成された対応チームの関係職員氏名	
内容	・いじめの発端 ・いじめが発見されたきっかけ ・いじめの態様 ・加害者の状況 ・保護者の状況 - など	
報告状況	第一報（いつ・誰が・誰に・どのような内容）を行ったか	
対 応 状 況		
月日	被害者への対応状況	加害者への対応状況
	・被害者の状況 ・対応内容 ・保護者への対応 ・今後の方針等を簡潔に記載する。 ※聴取した内容等の詳細は別紙に記載し、添付する。	・加害者の状況 ・対応内容 ・保護者への対応 ・今後の方針等を簡潔に記載する。 ※聴取した内容等の詳細は別紙に記載し、添付する。

9 重大事態への対処について

(1) 重大事態についての基準

学校基本方針における重大事態とは、いじめ防止対策推進法第二十八条1項及びいじめ防止基本方針に示されている次のとおりとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条1項)

※ 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

また、第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(いじめの防止等のための基本的な方針)

(2) 重大事態が発生した場合の対応

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに学校設置者に報告する。

② 重大事態の調査（調査の主体は学校設置者が判断する）

学校が調査主体となる場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、学校運営協議会委員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、重大事態の客観的な事実関係の調査を迅速に行う。

(具体的な調査の視点)

いじめ行為の事実関係を次の視点で、可能な限り明確にする。

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校、教職員がどのように対応したか

※ 因果関係の特定は急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※ 被害生徒からの聴き取りができるのであれば、調査を行うとともに、他生徒に対してもアンケートや聴き取り調査を行う。ただし、被害生徒や情報提供者を守ることを最優先として配慮する。

※被害生徒からの聴き取りができない場合（生徒の入院や死亡など）は、被害生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、迅速に今後の調査について協議し、調査を行う。調査方法としては、他生徒や教職員に対するアンケートや聴き取り調査などを行う。

※調査においては

- ・調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・客観的で偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
 - ・専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることも考慮する。
 - ・いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報の提供
 - ・初期の段階で情報がない場合でも、トラブルや不適切な対応がなかったとの決めつけや断片的な情報で誤解を与えることのないようにする。
 - ・集約したアンケートについては適切に保管する。
- ③調査による事実関係の確認とともに、加害生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ④被害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、被害状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ※事態の重大性を踏まえ、学校設置者と相談の上、義務教育段階の生徒に関して出席停止措置の活用や、被害生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。
- ⑤調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、被害生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。
- ⑥重大事態に至った経過を検証し再発防止策を構ずる。
- ⑦関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も考慮し、必要に応じて関係機関とも連携しながら、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- ⑧一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

10 公表、点検、評価等について

(1) 公表

- ・策定したいじめ防止基本方針については、本校ホームページで公開する。

(2) 点検

- ・策定したいじめ防止基本方針の点検について、学校評価をもとに、生徒、保護者及び教職員で行う。

※生徒、保護者、教職員はそれぞれ

「学校評価（生徒対象アンケート）」「学校評価（保護者対象アンケート）」

「学校評価（教職員対象アンケート）」を12月に実施する。

《評価項目》

○親切で自己や集団の向上に努める生徒



温かい心で人に接し、自分を高め、集団に貢献する

(項目)

- ・生徒は時、所、場に応じた言葉遣いや挨拶をしている
- ・生徒は、誰に対しても優しく接し、温かい言葉がけをしている
- ・生徒は、友達の良いところを積極的に見つけ、称賛している
- ・教員は、いじめ等の早期発見（早期対応）を行っている

○健康で明るく活力ある生活を営む生徒



支え合い、協力し合い、望ましい人間関係を形成する

(項目)

- ・生徒は楽しく登校している
- ・教員は、集団活動や学級活動の充実に努め、個性の伸長を図っている

○保護者や地域に信頼される学校づくりを推進する



開かれた学校づくりの推進、信頼される学校づくりの推進

(項目)

- ・学校は、家庭への連絡をきめ細かく行い、相談があったときは適切に対応している
- ・学校は、アンケートの実施、様々なおたよりの配布、学校公開等を通じ、保護者、地域に広報したり、意見を聞く機会を設けたりしている。

(3) 評価等について

- ・点検したものについて、いじめ対策委員会においてその結果を取りまとめる。
- ・12月に実施した点検結果については、学校評価書に取りまとめる。結果については、2月に行われる第4回学校運営協議会において公開し、学校運営協議会委員が評価する。また、同時期に教職員に配付し、評価する。
- ・これらの評価の結果を基にいじめ対策委員会を開催し、「いじめ防止基本方針」が本校の実態に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

改定日 令和7年4月1日